

令和5年度活動予定

法第10条の2第2項第1号に規定する事業

事業内容		該当※
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。		○
情報及び資料の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な社会づくりのために活躍するリーダーを発掘する趣旨の下、若年層を対象に、「守り残したい環境・創りたい未来」をテーマに優れた提案を選考し、表彰する動画プレゼンテーションコンクール「Green Blue Education Forum コンクール 2022（以下「GBEF コンクール 2022」）」をGreen Blue Education Forum 実行委員会を組織の上で主催し（共催：環境省）、環境活動の優良事例の収集、整理及び提供を行う。</li> <li>・「体験の機会の場」研究機構において実施している環境教育推進活動および実施事例について、事例をまとめ紹介する。</li> </ul>	
収集及び整理の具体的方法	GBEF コンクール 2022 ホームページにおいて、コンクールの開催等について公表し、併せて環境省から報道発表等についての協力を得る。	
情報等の提供先及び提供方法	GBEF コンクール 2022 ホームページ上での公開（ <a href="https://gbef.org/">https://gbef.org/</a> ） GBEF コンクール 2022 シンポジウムにおいて発表	

法第10条の2第2項第2号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究（これらに関する政策に係るものを含む。）を行い、及びその成果を提供すること。		
調査研究の内容		
調査研究の具体的方法		
成果の提供先及び提供方法		

法第10条の2第2項第3号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。		
作成する手引その他の資料等の内容		
手引その他の資料等の具体的な作成方法		

手引その他の資料等の提供先 及び提供方法	
-------------------------	--

法第 10 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。		○
想定される照会及び相談等の具体的内容	令和 4 年度教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修・プログラム・デザインコースへの協力（主催：環境省）	
照会及び相談への具体的な対応方針	本研修の実施に当たり、請負業者からの相談を受け研修実施先となる「体験の機会のある場」の選定、現地との調整、必要な助言等を行う。	
照会及び相談の受付方法	電話又はメール	

法第 10 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。		
あっせん又は紹介が可能な指導者等		
あっせん又は紹介の具体的方法		
あっせん又は紹介に関する依頼等の受付方法		

令和5年度年間計画	
実施日	実施内容
2023年 5月1日～ 11月12日	「第4回 Green Blue Education Forum (GBEF) コンクール2023」の開催  「守り残したい環境、創りたい未来」について3分間のプレゼンテーション動画を小・中・高校生に部門横断型で応募してもらうコンクール。エントリーの中から外部審査員とともに優秀チームを選出し、最終プレゼンテーション大会での公開プレゼンを行うほか、表彰式典を同時開催し表彰する。
2023年6月12日	「体験の機会の場」研究機構総会・勉強会
2023年9月2日～ 2024年3月17日	環境省主催・文部科学省の協力の下、持続可能な社会の構築を目指して学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダーたる人材を育成することを目的に開催する研修。「プログラム・デザインコース」において当機構と連携し、持続可能な社会を構築するための取組と環境教育・ESDとの関係を、五感を使って体験し、多様な主体と共感を分かち合いながら、体験活動を企画・実践するための視点や双方向型のコミュニケーションについて学ぶ場として、当機構に加入している認定事業者の6つの「体験の機会の場」を提供。